

広
報



みどり
水と里ネット大里

大 里 用 水

令和 2 年 7 月 発行

発行者 〒360-0045 熊谷市宮前町 2 丁目 44 番地

大里用水土地改良区

理事長 夏目 亮一

TEL (048) 521-0433

FAX (048) 521-0441

Email: oosatoyousui@ksf.biglobe.ne.jp

U R L: http://oosatoyousui.jp

第 1 5 号

改良区の概要 (令和 2 年 5 月 31 日現在)

組合員数: 5,594 人

地 積: 田 2,674 ha・畑 75 ha

被災状況



復旧後



災害復旧事業 菅沼調整池地区

〔お も な 内 容〕

- 理事長あいさつ
- 計報 前理事長福田征芳氏ご逝去
- 通常総代会議決内容
- 平成 30 年度財務状況の公表
- 令和元年度事業の実施状況
- 令和 2 年度歳入歳出予算
- 令和 2 年度事業の概要
- 令和 2 年度賦課金等
- お知らせ

理 事 長 あ い さ つ



夏 目 亮 一

組合員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素から当改良区の運営にあたり格別なるご理解とご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

このたび、故福田征芳氏の後任として不肖ながら大里用水土地改良区理事長に就任いたしましたことをここにご報告申し上げます。前理事長をはじめ、役職員が築き上げてきた実績と組合員の皆様からの信頼を踏まえ、農業の発展のために全力を尽くして参る所存であります。ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

昨今、新型コロナウイルスが世界各国に大きな影響を及ぼしております。

日本では、5月25日に新型コロナウイルス感染症対策本部より、全ての都道府県に緊急事態解除宣言が発表されました。また、埼玉県では彩の国『新しい生活様式』安心宣言に基づき、県内の企業や団体に向けて感染拡大防止の徹底を呼び掛けています。

当改良区も国や県に習い、感染予防策として、4月14日から5月25日まで職員を二班に分けて通常勤務と在宅勤務の交替制を実施致しました。また通常総代会の規模を縮小し書面議決による表決を行いました。組合員の皆様においては、これから農業の繁忙期となり、外出の機会が増えることと存じますが、新型コロナウイルスだけでなく熱中症などにも十分にお気を付けください。

さて、昨年を振り返りますと、気温が平年より高く暑い日が続きました。また9月の高温の影響により、稲の粒の登熟が抑制されました。この結果、埼玉県の10a当たり収量が482kgとなり、前年産に比べ5kg減少しました。10月に入ると近年類を見ない超大型台風が各地で猛威をふるい、当改良区も表紙の写真のとおり、深谷市菅沼の調整池の護岸が甚大な被害を受け、災害復旧事業を行いました。改めて自然と共生していく難しさを感じるとともに、被災された方々には心からお見舞い申し上げます。

結びに、新型コロナウイルスや異常気象など農業の現場では厳しい状況でございますが、今後も役職員一丸となって農業用水の安定供給に努め、農業の発展に貢献する所存であります。大里用水土地改良区の益々の発展と組合員皆様方のご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

計 報

福 田 征 芳 氏 ご 逝 去

当改良区前理事長福田征芳氏が、かねてより病氣療養中のところ令和 2 年 4 月 22 日に逝去されました。故福田氏は、土地改良区の発展に尽力され、最期まで重責を背負っていただきました。ここに、生前のご厚誼を深く感謝しご冥福をお祈りいたします。

通 常 総 代 会 開 催

第 14 回通常総代会は、新型コロナウイルス感染の拡大防止を図るため書面議決を活用し、令和 2 年 3 月 19 日大里用水土地改良区事務所において規模を縮小し開催されました。議長には、曾根悦夫氏を選出して 10 議案が上程され、いずれも原案どおり可決されました。提案した 10 議案は次のとおりです。

通 常 総 代 会 提 出 議 案

- 第 1 号 大里用水土地改良区の「定款の一部変更」・「定款附属書役員選挙規程の一部改正」・「定款附属書総代選挙規程の設定」及び「規約の一部改正」並びに「利水調整規程の設定」について
- 第 2 号 平成 30 年度事業報告、一般会計及び特別会計収支決算並びに財産目録について
- 第 3 号 令和元年度土地改良事業の実施について
- 第 4 号 令和元年度一般会計及び特別会計収支補正予算について
- 第 5 号 令和 2 年度経費の賦課及び徴収方法等について
- 第 6 号 令和 2 年度事業計画について
- 第 7 号 県営かんがい排水事業(長寿命化対策)「中条星宮地区」の事業実施について
- 第 8 号 令和 2 年度長期借入金について
- 第 9 号 令和 2 年度一般会計及び特別会計収支予算について
- 第 10 号 令和 2 年度歳計現金・積立金の預入先について

通 常 総 代 会 の 様 子



平成 3 0 年 度 財 務 状 況 の 公 表

● 平成 3 0 年 度 歳 入 歳 出 決 算

一 般 会 計

単位 (円)

歳 入		歳 出	
科 目	決 算 額	科 目	決 算 額
1 組 合 費	75,499,599	1 事 務 費	57,246,900
2 使 用 料	31,475,560	2 維持管理費	48,201,889
3 補 助 金	34,934,000	3 事 業 費	79,043,525
4 負 担 金	6,133,200	4 選 挙 費	0
5 交 付 金	17,072,000	5 負 担 金	23,471,388
6 雑 収 入	4,838,026	6 補 助 金	16,973,902
7 繰 入 金	46,000,613	7 過年度支出	56,569
8 繰 越 金	19,648,873	8 諸 支 出 金	1,779,346
		9 繰 出 金	3,550,000
		10 委 託 費	2,538,000
		11 予 備 費	0
合 計	235,601,871	合 計	232,861,519

歳入歳出差引残金 2,740,352 円 翌年度へ繰越

特 別 会 計

単位 (円)

項 目	歳入決算額	歳出決算額	翌年度繰越額
農地転用決済金積立金	490,534,341	17,972,613	472,561,728
財政調整積立金	421,599,030	28,028,000	393,571,030
役員総代退任功労金積立金	2,880,368	0	2,880,368
職員退職手当積立金	35,710,461	0	35,710,461
合 計	950,724,200	46,000,613	904,723,587

● 財 産 の 状 況

単位 (円)

資 産	1,056,702,385	流 動 資 産 等
負 債	904,723,587	農地転用決済金積立金等

● 賦 課 金 の 納 入 状 況

単位 (円)

科 目	予 算 額	調 定 額	納 入 額	未 納 額
経常賦課金	77,262,000	76,923,001	75,499,599	1,423,402

令和元年度事業の実施状況

① 県費単独土地改良事業

単位 (円)

地 区 名	工 種	事 業 内 容	事 業 費
高 本	用 水 路	U型水路 H700×B700 L=40.6m 水中モーターポンプ φ150×15kw・11kw 各1台 φ200×22kw 1台	14,000,000
新 島	用 水 路	U型水路 H300×B300 L=139.8m	4,000,000
上 奈 良	用 水 路	U型水路 H400×B400 L=244.1m	8,000,000
原 島	用 水 路	U型水路 H500×B500 L=351.3m	15,000,000
上 中 条	揚 水 機 場	横軸両吸込渦巻ポンプ φ250×37kw 1台 電動機 200V×37kw 1台	10,500,000
三 ヶ 尻	揚 水 機 場	電動仕切弁 φ250 2台 スイング式逆止弁 φ250 2台 急速空気弁設置 φ75 1基	7,900,000

※ 県と市から補助金をうけて事業が行われます。

② 土地改良区単独事業

単位 (円)

地 区 名	工 種	事 業 内 容	事 業 費
瀬 山	管 水 路	急速空気弁交換 φ25 11基	972,000

③ 土地改良施設維持管理適正化事業

単位 (円)

施 設 名	地 区 名	工 種	事 業 内 容	
揚 水 機 場 (東方64)	東 方	揚 水 機 場	水中モーターポンプ更新φ200×22Kw 1台 揚水管,制御盤の更新 1式	5,720,000
揚 水 機 場 (奈良新田横塚)	奈 良 新 田	揚 水 機 場	水中モーターポンプ更新φ200×22Kw 1台 揚水管,弁類及び制御盤の更新 1式 井戸洗浄工 1式 配管小屋整備工 1式	6,985,000
13号揚水機場	小 曾 根	揚 水 機 場	水中モーターポンプ更新φ200×18.5Kw 1台 揚水管,制御盤の更新 1式 井戸洗浄工 1式 配管小屋整備工 1式	6,985,000
下川上揚水機場	下 川 上	揚 水 機 場	横軸両吸込渦巻ポンプ・モーター整備補修 φ250×37Kw 2台	6,435,000
吉岡第2揚水機場	平 塚 新 田	揚 水 機 場	横軸両吸込渦巻ポンプ・モーター整備補修 φ200×18.5Kw 2台	4,565,000

※ 国と県から補助金をうけて事業が行われます。

④ 災害復旧事業

単位 (円)

地 区 名	工 種	事 業 内 容	事 業 費
菅沼調整池 (深谷市)	用 水 路	コンクリートブロック積護岸 H3.2m×L=20m 実施設計委託 一式	9,878,000

※ 国と市から補助金をうけて事業が行われます。

令和元年度県費単独土地改良事業

上奈良地区

改修前



改修後



令和元年度土地改良施設維持管理適正化事業

奈良新田地区

改修前



改修後



令和 2 年度 歳入歳出予算

一 般 会 計

単位 (円)

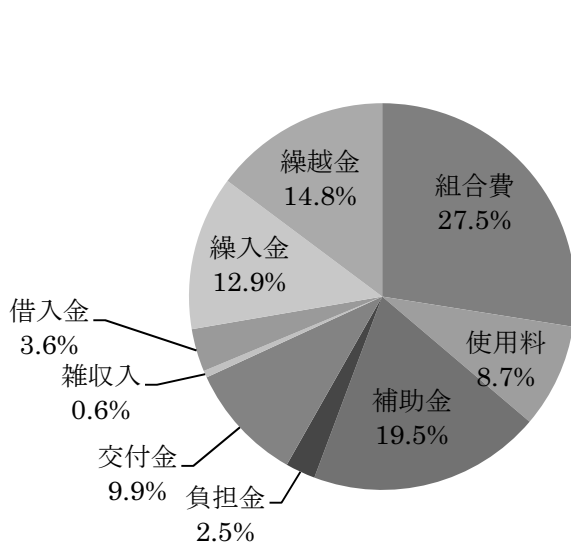
歳 入		歳 出	
科 目	予 算 額	科 目	予 算 額
1 組 合 費	76,642,000	1 事 務 費	62,982,000
2 使 用 料	24,270,000	2 維持管理費	50,000,000
3 補 助 金	54,376,000	3 事 業 費	128,408,000
4 負 担 金	7,114,000	4 選 挙 費	1,000
5 交 付 金	27,666,000	5 負 担 金	11,549,000
6 雑 収 入	1,601,000	6 補 助 金	15,000,000
7 借 入 金	10,000,000	7 過年度支出	800,000
8 繰 入 金	36,003,000	8 諸 支 出 金	3,110,000
9 繰 越 金	41,206,000	9 繰 出 金	2,977,000
		10 委 託 費	1,000
		11 予 備 費	4,050,000
合 計	278,878,000	合 計	278,878,000

特 別 会 計

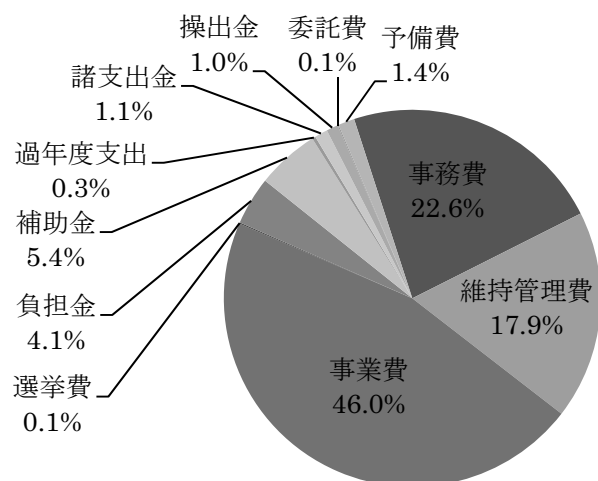
単位 (円)

項 目	予 算 額
農地転用決済金積立金	466,609,000
財政調整積立金	328,311,000
役員総代退任功労金積立金	3,380,000
職員退職手当積立金	43,804,000
合 計	842,104,000

一般会計収入割合



一般会計支出割合



令 和 2 年 度 事 業 の 概 要

令和 2 年度は、次の事業を実施する予定です。

① 県費単独土地改良事業

地 区 名	工 種	事 業 内 容	備 考
東 別 府	揚 水 機 場	さく井工 $\phi 500 \times 30 \text{ m}$ 水中モーターポンプ $\phi 200 \times 22 \text{ kw}$ 1 台 $\phi 150 \times 7.5 \text{ kw}$ 1 台 $\phi 150 \times 15 \text{ kw}$ 1 台	早期着工 $\phi 150 \times 7.5 \text{ kw}$ 1 台
玉 井	用 水 路	U型水路 $H600 \times B600$ 他 $L=290 \text{ m}$	
村 岡	用 水 路	U型水路 $H700 \times B700$ $L=225 \text{ m}$	
持 田	用 水 路	A型柵渠 $H1200 \times B2500$ $L=30 \text{ m}$	

※ 県と市から補助金をうけて事業が行われます。

② 土地改良施設維持管理適正化事業

施 設 名	地 区 名	工 種	事 業 内 容	備 考
明 戸 揚 水 機 場 (2 ・ 3 号 機)	川本明戸	揚水機場	横軸両吸込渦巻ポンプ・モーター整備補修 $\phi 250 \times 37 \text{ kw}$ 2 台 補機類等の更新 1 式	第 40 期生 平成 28 年度加入
奈良第 3 揚水機場	奈良新田	揚水機場	横軸両吸込渦巻ポンプ・モーター整備補修 $\phi 250 \times 30 \text{ kw}$ 2 台 補機類等の更新 1 式	第 40 期生 平成 28 年度加入
奈良第 2 揚水機場	上 中 条	揚水機場	横軸両吸込渦巻ポンプ・モーター整備補修 $\phi 300 \times 45 \text{ kw}$ 1 台 補機類等の更新 1 式	第 41 期生 平成 29 年度加入
余計堀第 1 ゲート	玉 井	樋 水 門	手動ラック式スライドゲート整備補修 $H1200 \times W1500$ 2 門	第 41 期生 平成 29 年度加入

※ 国と県から補助金をうけて事業が行われます。

令和 2 年 度 賦 課 金 等

1 賦課金

地 区 名			107-㎡あたり単価 (円)	備 考
第 1 区	奈 良 堰	全 区 域	2,700	① 賦課金は本年度 4 月 1 日を基準に賦課されます。 ② 徴収期限 8 月 31 日 ※徴収期限を過ぎますと、 年利 14.6%の延滞金 が加算されます。 ③ 徴収方法 当改良区が指定する関係金融機関との委託契約に基づき徴収する。
		畑地灌漑	1,000	
	玉 井 堰	全 区 域	2,700	
第 2 区	大麻生堰	全 区 域	2,700	
	成 田 堰	全 区 域	2,700	
	荒川左岸	用排水区域	3,590	
		用排水区域(旧県営荒中事業受益外)	3,040	
		用水区域	2,700	
		畑排水区域	2,930	
		畑排水区域(旧県営荒中事業受益外)	2,380	
第 3 区	御 正 堰	全 区 域	2,700	
	吉 見 堰	全 区 域	2,700	

2 農地転用決済金

農 地 転 用 の 理 由	単 価
専用住宅の建設・公共用地等の目的により田を転用する場合	1 ㎡につき 125 円

3 水路等管理施設使用料 (抜粋)

令和 2 年 1 月 1 日より用水路使用料の単価が改定されました。

種 別	単 位	使用料 (税抜き)		備 考
		改定前	改定後	
汚 水 等 の 放 流	家 庭 雑 排 水	1 世帯・一時金	60,000 円	・原則として、合併処理浄化槽のみ承認
	し尿浄化槽	合併	10,000 円	
		単独	20,000 円	
工 作 物 設 置	橋 梁	1 ㎡・一時金	10,000 円	
諸 管 埋 設	外 径 10 cm 以下	1 m・一時金	6,000 円	
			10,000 円	

4 事務手数料

承認書・意見書・証明書等の手数料 1 件につき 2,000 円 (税抜き)

水路等管理施設使用料及び事務手数料については、使用料・手数料に消費税率を乗じた額が加算されます。

お 知 ら せ

賦 課 金 に つ い て

土地改良区賦課金は、毎年 4 月 1 日を基準に賦課されます。土地改良法に基づく当改良区の定款の定めるところにより、当改良区区域のかんがい施設等及び水路の維持管理費用に充てる目的として賦課しています。休耕、転作等を実施している土地についても、通常どおり賦課されます。

口座振替をご利用下さい

賦課金の納入は便利な口座振替をご利用下さい。なお、詳細については下記のとおりとなっています。

(1) 取扱金融機関

くまがや農業協同組合・ふかや農業協同組合・ほくさい農業協同組合・さいたま農業協同組合

(2) 申し込み方法

貯金口座振替依頼書に必要事項を記入、押印（**届出印**）し、本人が金融機関で口座の確認（照合）の上、大里用水土地改良区まで提出してください。なお、預金口座振替依頼書は、大里用水土地改良区事務所にあります。

(3) その他

一度契約しますと自動更新となりますが、組合員や口座の変更が必要な場合は、再度申請が必要になりますのでよろしくお願いします。

ご 注 意 下 さ い ！

◆口座振替をご利用の方は、納入期限前に指定口座の残高を確認して下さい。

◆口座振替による賦課金の納入については、事務費節減のため領収書の発行はしていません。通帳記入をもって納入証明となりますので、引落日以降に必ず通帳記入をお願いします。ただし、領収書が必要な方は、ご連絡いただければ発行します。

◆用水路使用料については口座振替を行っておりません。送付された納入通知書により、指定金融機関の窓口にて納入下さるようお願いします。

組合員資格の交替があったとき

土地の所有権や耕作権の移動があったときや、相続等によって組合員資格の交替があったときは、資格を喪失した方と取得した方とが連名で届出るよう土地改良法で定められています。届出には当改良区の組合員資格得喪通知書を使用してください。なお、この届出がない場合、**組合費は移動前の土地所有者や耕作者に賦課されます**ので、注意して下さい。

※農業委員会等へ届け出をされても土地改良区へ届け出がない場合は変更できません。

農地を転用するとき

市街化区域以外の農地を転用する場合は、農地転用等の通知と地区除外申請をして下さい。内容を審査した上で、意見書を発行します。その際には、農地転用決済金を納入していただきます。

市街化区域の農地転用には、改良区が発行していた受理証明書の添付が不要となりましたが、農地転用決済金を納入していただくのは、従来どおりです。

公共事業（道路・河川等）の用地として転用される農地についても転用決済金の納付が義務づけられていますので、用地買収が行われる際は、事業主体（買収者）と十分な話し合いをしてから手続き下さいますようお願いいたします。

農地転用決済金は、過去の水路改修工事や補修等に要した費用及び土地改良施設の維持管理费用相当額で、転用した後に残された水田・組合員に対して、過重な負担がかからないように土地改良法 第 42 条で「土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」と定められています。

取水量の増加と水路のゴミについて

農繁期を迎えますと取水量も増加します。特に幹線水路等ではかなりの水量が流れていますので、ゲート操作時などは充分に気をつけていただくとともに、子供達が水路の付近で遊んでいる場合には、水路に近づかないように一言声をかけていただき、事故の未然防止にご協力をお願いします。

また、水路に草刈りをした後の草やゴミなどは流さないで下さい。ゴミが下流のスクリーン等に引っ掛かることが原因で、通水に支障をきたし下流に水が行かない場合がありますし、大雨などで河川が増水した場合、それが堰となり水路が氾濫する恐れもあり非常に危険です。当改良区としても除塵機を設置し、役職員によりスクリーンや分水ゲート等のゴミの除去を行っていますが、ゴミの処分には多額の費用もかかりますので、皆さんにもご協力をお願いします。



除塵機のゴミの状況



生活排水等を用水路に流すとき

用水路へ生活排水の放流等を行う場合は、当改良区に申請し、承認を受ける必要があります。用水路は農作物を育成するための施設ですが、下水道が未整備のため、止むを得ず承認をしているのが現状です。その際、使用料を納めていただき、用水路の清掃や改修費用の一部にあて、通水の安定と地域環境の向上に役立っています。

水路の草刈り状況



作業前



作業後

用水路使用料はこのようなことに使っています！

水路の改修状況



改修前



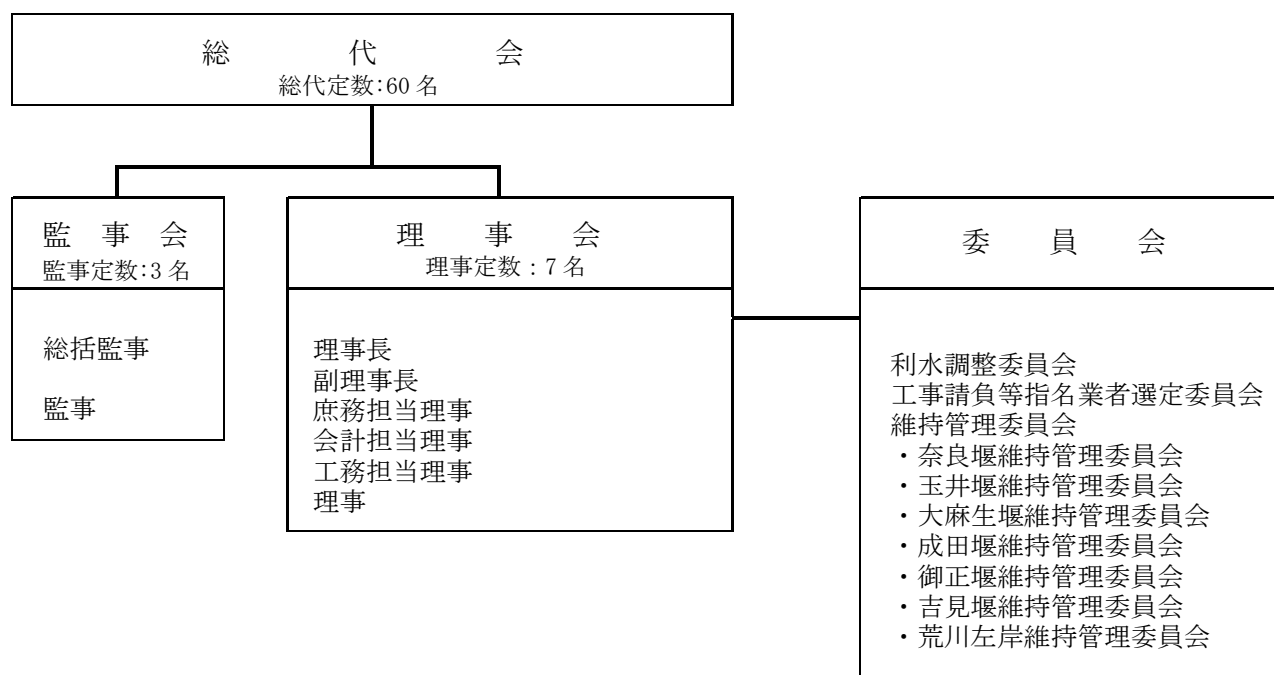
改修後

各申請書は、当改良区事務所に用意してあります。また、ホームページよりダウンロードすることもできます。ご不明な点がございましたら大里用土地改良区までご連絡下さい。

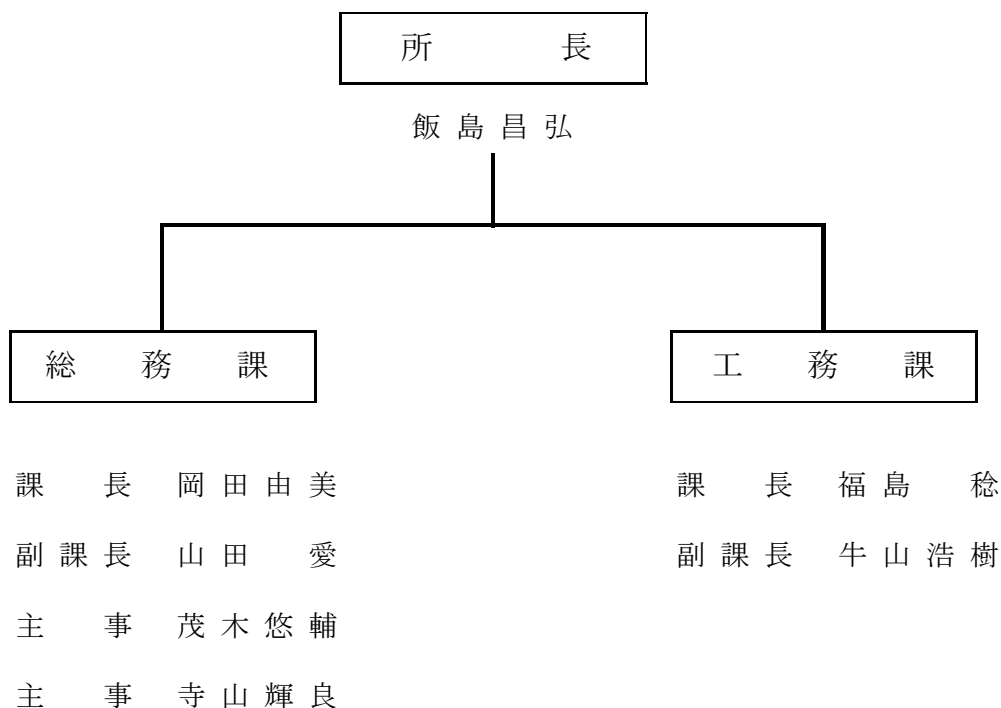
TEL : 048-521-0433

ホームページURL : <http://oosatoyousui.jp>

土地改良区組織



事務局



農業用水の取水について

組合員さんの皆さんが使用する農業用水は、荒川の水を六堰頭首工から取水し、各地区の水田に供給しています。取水量の管理については、河川法の許可に基づき毎年取水計画を立てて適正に管理していますが、六堰頭首工から取水できる量は期間によって決められていますので、水の有効利用にご協力をお願いします。

- ◆ 代掻きや田植えに伴う本格的な用水量の増加は、**毎年 6 月 16 日**からとなっていますのでご協力をお願いいたします。

◎ 取 水 量 表

期 間 区 分	5 月 1 1 日から 6 月 1 5 日まで	6 月 1 6 日から 6 月 2 5 日まで	6 月 2 6 日から 9 月 2 5 日まで	9 月 2 6 日から 5 月 1 0 日まで
最 大 取 水 量	4.591m ³ /s	16.875m ³ /s	13.297m ³ /s	1.552m ³ /s
年 間 総 取 水 量	129,357千m ³			

※ 最大取水量は、その期間内に六堰頭首工から最大に取水できる量です。

年間総取水量は、六堰頭首工より 1 年間に取水できる総量です。

取水量については、山王用水土地改良区の取水量も含まれています。

最大取水量・取水計画グラフ

